

## ◆行政担当者向け・子ども・子育て支援新制度説明会

## 都道府県等の担当者への制度説明会が開催

8月6日、東京・霞が関の文部科学省講堂で、「子ども・子育て支援新制度説明会」が開催されました。都道府県・政令指定都市・中核市の行政担当者約200人が出席しました。全日私幼連からは、小林専務理事と高橋事務局員が出席して傍聴しました。

会議では、基本指針、保育の必要性の認定、確認制度、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準などについて内閣府、文部科学省、厚生労働省の担当課長等から、およそ2時間で数百ページに及ぶ資料の説明が、かなりのスピードでなされました。

その中で、竹林厚労省少子化対策企画室長（前文科省幼児教育企画官）は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の説明の中で、私立幼稚園からの認定こども園への移行について、希望する既存の幼稚園が認定こども園に移行しやすいようにしていきたいとの説明をされました。

また、共働き家庭の幼稚園利用について、次の趣旨の説明をされました。

○共働き家庭など、保護者の就労により保育の必要性の認定を受けられる子どもが一定数以上利用している幼稚園については、認定こども園に移行していただいた上で、その子どもについて「保育時間に対応する施設型給付」を受けていただくことが制度の基本となる。

○ただし、このような場合に、幼稚園が認定こども園に移行しなかったとしても、保育の必要性の認定を受けられる子どもが、引き続きその幼稚園に通うことは可能。一部の自治体では「新制度では共働き家庭の子どもの幼稚園の利用は認められなくなる」との説明をしていると聞いているが、新制度は保護者のニーズに応じて多様な施設を選択できることを目的の一つとしており、正しい説明ではない。保護者の皆様には必要以上の心配をかけないようご配慮をいただきたい。

○共働き家庭が幼稚園を利用する場合にどのような認定を行い、どのような給付を行うか、そのための手続きをどうするか等をについては、今後さらに検討を行い、追ってお示しする。

[今号は1枚]